

新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止に向けた 当社の業務態勢について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田損害保険株式会社（代表取締役社長 酒井 明夫）では、かねてより、時差出勤や在宅勤務の推進、不要不急の出張の中止、発熱や咳等の症状がある場合に出社を控えさせる等の感染拡大防止措置を講じてまいりました。

昨日、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられましたが、当社におきましても、すでに職員2名の感染が判明しており、これ以上の感染拡大を阻止することは、社会的にも、当社の業務継続能力維持の観点からも、当社が現在取り組むべき最重要課題と認識しております。

このため当社では、政府方針に沿った感染拡大の抑止、従業員の安全確保、保険サービスの維持を最優先に、昨日4月7日から、以下の緊急対応態勢にて業務にあたっておりますのでお知らせいたします。

お客さまにはご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 緊急対応態勢の概要

- ・ 在宅勤務の推進等により出勤する職員数を通常より大幅に抑制しつつ、業務を継続しております。

2. 緊急対応態勢の実施期間

- ・ 4月7日から5月6日まで緊急対応態勢を継続する予定です。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響拡大の状況等により、実施期間は変更される可能性があります

3. 緊急対応態勢により想定される影響

【保険加入・契約更新】

- ・ ご契約・ご更新等のお手続きの処理に通常より時間が掛かる可能性があります。
- ・ ご契約団体さまの状況等により通常のお手続き期間内にお手続きいただくことが難しい場合は、商品により以下のお取り扱いとさせていただきます。

<取引信用保険、役員賠償責任保険>

- ✓ 緊急対応態勢の実施期間中に契約満期を迎えるお客さまの契約更改手続きにつきましては、お客さまの補償継続のご意向を確認のうえ、現契約の保険期間を現在の契約と同じ条件で一時的に延長し、緊急対応態勢終了後にご契約延長の手続き（遡及適用）と、延長後の新たなご契約への更改手続きとを同時に行う方向で準備中です。詳しくは担当代理店から別途ご連絡させていただく予定です。

- ✓ すでにご加入・更改の手続きをお済ませいただいたお客さまの保険証券は、緊急対応態勢終了後に郵送にてお届けいたします。
- ✓ 緊急対応態勢中は、取引信用保険および役員賠償責任保険の新規ご加入の受付を停止いたします。

＜その他の保険＞

- ✓ 2020年3月16日（金融上の特別措置の開始日）から6ヵ月後の末日（2020年9月30日）までに満期日を迎えるご契約につきましては、ご契約団体さまからのお申し出により、2020年9月30日までにお手続きいただければ、前契約と同一の契約条件（※）による継続契約が前契約の更改日をもって成立したものといたします。

（※）同一の契約条件とは、保険契約の種類、保険の対象、保険金額、免責金額、保険期間、セットする特約等がすべて更改前のご契約と同じであることをいいます。

【保険金のお支払い】

- ・ 保険金のお支払い処理が遅延するなどの事態が見込まれます。なお、保険金のお支払いが「普通保険約款」に定める時期（履行期）より遅延する場合は、所定の遅延利息を加えた金額をお支払いいたします。

【保険料のお払込み】

- ・ ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを最長2020年9月30日まで猶予するお取り扱いをいたします。なお、猶予期間中の保険料につきましては、お払込み再開時にあわせてお払込みいただきます。

【各種お問い合わせ対応】

- ・ お客さま窓口にて各種お問い合わせを通常通り受け付けておりますが、各部署の当社要員の減少に伴ない、ご回答までに通常より時間が掛かる場合があります。

以 上